

土木工事施工管理基準

平成28年11月

山形県農林水産部

土木工事施工管理基準

目 次

別表第 1	土木工事施工管理基準	1
	直接測定による出来形管理	5
1	共通工事	6
2	ほ場整備工事	18
3	農用地造成工事	20
4	農道工事	24
5	水路トンネル工事	34
6	水路工事	38
7	河川及び排水路工事	44
8	管水路工事	48
9	烟かん施設工事	76
1 0	橋梁工事	78
1 1	橋梁下部工事	82
1 2	法面保護工事	88
1 3	暗渠排水工事	94
1 4	フィルダム工事	96
1 5	頭首工工事	100
1 6	海岸河川工事	102
1 7	ため池改修工事	104
1 8	地すべり対策工事	108
1 9	補強土壁工事	112
別表	ア、イ、ウ、エ、オ、カ	114
別表第 2 撮影記録による出来形管理		123
写真管理基準		125
1	共通工事	128
2	ほ場整備工事	130
3	農用地造成工事	132
4	農道工事	132
5	水路トンネル工事	134
6	水路工事	134
7	河川及び排水路工事	134
8	管水路工事	136
9	烟かん施設工事	138
1 0	橋梁工事	138
1 1	橋梁下部工事	138
1 2	法面保護工事	140
1 3	暗渠排水工事	140
1 4	フィルダム工事	140
1 5	頭首工工事	142
1 6	海岸河川工事	142
1 7	ため池改修工事	142
1 8	地すべり対策工事	144

電子化写真データの作成要領（案）	145
別表第3 品質管理	161
1 コンクリート関係	162
2 土質関係	172
3 石材関係	182
4 アスファルト関係	184
5 プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係	190
6 その他の二次製品	194
別表第4 施工管理記録様式 (出来形管理関係)	197
(コンクリート関係)	202
(土質関係)	214
(アスファルト関係)	233
(品質管理関係)	256
	277
別表第5 施工管理記録様式（ほ場整備編）	285
別表第6 施工管理記録様式（農道整備編）	315
参考資料	321

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書第1編1－1－30「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

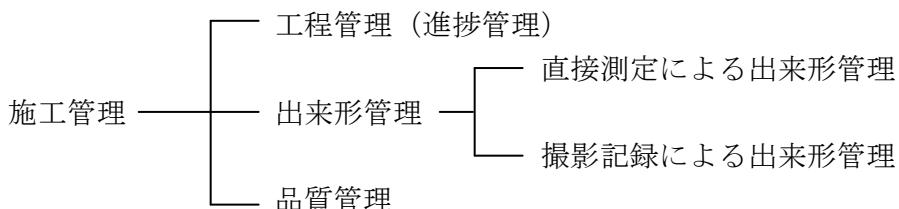
1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、山形県が発注する農業農村整備事業等に関する土木工事等について適用する。ただし、**設計図書**に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1)受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2)施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならぬ。
- (3)受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4)受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完成時までに**提出**しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1)工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2)出来形管理

- ①受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。
なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

②受注者は、出来形成果表(測定結果表)及び出来形図のほか、「主たる工種」については、出来形のばらつきが判断できる資料として、工程能力図又は、度数表(ヒストグラム)を作成し提出するものとする。

(※「主たる工種」とは、設計図書(特記仕様書)に明示されたものとする。「主たる工種」とは、設計金額の比率が高いもの、または、工種の重要度から勘案した上位の工種で、最大3工種までを標準とするが、受注者が施工管理上必要などこれ以上の作成を妨げるものではない。また、設計図書での明示や監督職員から指示された場合はこの限りではない。)

(3)品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。
2. 受注者は、品質管理図表のほか、5. (2)②に示す「主たる工種」については、品質のばらつきが判断できる資料として、工程能力図又は、度数表(ヒストグラム)、x-R、x-Rs-Rm管理図などを作成し提出するものとする。

6. 規格値及び管理基準値(参考)

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、**すべて規格値を満足**しなければならない。また、管理基準値(参考)は、「規格値」の範囲内に収まるよう、受注者が実施する施工管理の「目標値」として参考に示したものである。

7. その他

- (1)受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できな箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影基準等により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完成時までに**提出**しなければならない。
- (2)完成後に測定出来ないコンクリート構造物の出来形測定は、監督職員の承諾を得て、型枠建込時の測定値によることが出来るものとする。
- (3)管理方式が構造図に朱記、併記するものにあっては、規格値を併せて記載するものとする。
- (4)施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度などを増加するものとする。
- (5)出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向したり、バラツキが大きい場合は、その原因を追求かつ是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。